

令和4年度

第387回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年度第387回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中7名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。2番島袋孝栄委員、3番仲宗根哲也委員、4番仲宗根光夫委員、8番仲村学委員、6番大城信男委員、そして、7番宮城徳重委員は今連絡が入っております。休みということですね。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条2項に規定する議事録署名人ですが、5番島袋貴委員、10番屋宜文委員、お願いします。</p> <p>すみません、9番又吉彩子委員は欠席です。</p> <p>事前現地調査委員、1番仲宗根正人委員、13番高宮城実一郎委員、9番又吉彩子委員は今日は欠席です。報告者は、1番仲宗根正人委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、座って議事を進行させていただきます。</p> <p>議案第1号、受付番号15番 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査を1番仲宗根正人委員、9番又吉彩子委員、13番高宮城実一郎委員の3名で行っておりますので、調査報告を1番仲宗根正人委員をお願いいたします。</p>
1番	<p>2月21日火曜日、午後1時から午後4時まで9番又吉彩子委員と13番高宮城実一郎委員と私、仲宗根正人、また事務局からは譜久山局長と与那嶺主查の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、高宮城実一郎委員、よろしくをお願いいたします。それでは着席して報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号15番、見取図の1ページになります。申請地の字登川中川原●●●番●は登川公民館の北に位置し、現況はバナナが栽培されておりました。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数300日を超えており、条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましては、議案書には8.1aとありますが、そのほかに雑種地などの農地、雑種地ではあるんですが、農業をしている土地が合計1,471㎡あり、今回の申請地97㎡を含めると、合計1,568㎡となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはバナナの栽培を予定しており、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございます。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号 受付番号15番について、委員の意見を求めます。しばらく休憩します。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声がありますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号15番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第1号、受付番号15番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。許可といたします。</p> <p>議案第2号、受付番号6番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、1番仲宗根正人委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
1番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号6番、見取図の2ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は土地区画整理法</p>

議長	<p>第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地域内にあり、第3種農地としました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号6番について委員の意見を求めます。</p> <p>しばらく休憩します。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号6番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号6番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第2号、受付番号6番については承認相当といたします。</p> <p>議案第3号、受付番号18番から19番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、1番仲宗根正人委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>

1 番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第 3 号、受付番号 1 8 番、見取図の 3 ページになります。申請地は、市立美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第 4 4 条第 1 号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 1 0 ha 未満であり、第 2 種農地としました。</p> <p>受付番号 1 9 番、見取図の 4 ページになります。申請地は、比屋根公民館の北東に位置し、現況は駐車場として利用されておりましたので、始末書が添付されております。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ 5 0 0 m 以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が 2 つ以上ある地域であり、第 3 種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第 3 号、受付番号 1 8 番から 1 9 番について委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 1 8 番から 1 9 番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 1 8 番から 1 9 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第 3 号、受付番号 1 8 番から 1 9 番については許可相当といたします。</p> <p>議案第 4 号 受付番号 9 番から 1 3 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項に規定による許可後の事業計画変更申請について。</p>

<p>議長</p> <p>1 番</p>	<p>ご審査のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議案第 4 号についても、現地調査されておりますので、1 番仲宗根正人委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p> <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第 4 号、受付番号 9 番、見取図の 5 ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南西に位置し、現況は駐車場として使われております。農地区分は、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する「美里第 2 土地区画整理地域内」にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 1 0 番、見取図の 6 ページになります。申請地は、市立美里小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた「第一種中高層住居専用地域内」にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 1 1 番、見取図の 7 ページになります。申請地は、美里公民館の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた「第一種中高層住居専用地域内」にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 1 2 番、見取図の 8 ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する「美里第 2 土地区画整理地域内」にあり、第 3 種農地としました。</p> <p>受付番号 1 3 番、見取図の 9 ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南、先ほどの場所の北側に位置し、現況は更地でした。農地区分は、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する「美里第 2 土地区画整理地域内」にあり、第 3 種農地としました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第 4 号、受付番号 9 番から 1 3 番について、委員の意見を求めます。どうぞ、1 0 番、屋宜文委員。</p>
<p>1 0 番</p>	<p>受付番号 1 2 番、1 3 番の転用目的が駐車場兼コンテナ置き場となっているんですけども、1 2 番と 1 3 番。コンテナでも今、バイクを入れたりとか、いろいろなコンテナの種類ってありますよね。どういったものをこの不動産業の方がコンテナを置くようになったんですかね。賃借権も 5 年と同じ会社が借りて、貸す人は違うんですけども、5 年、3 年度の賃借権の年数の違いがあるんですけども、この 2 つ説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>このコンテナなんですけれども、大きさ的には 2 m 5 0 の 6 m。1 2 番にはコンテナを 2 台。あとは 1 3 番のほうには 6 台を置く予定なんですけれども、</p>

	<p>不動産業の方が、コンテナを設置することの規制がないので。その土地の上に置いておくだけのものです。</p>
10番	<p>別に中に何を入れるとかそういうふうなものは。</p>
事務局	<p>そこまでの計画はないです。</p>
10番	<p>3年、5年の賃借の年数も別に問題はないと。</p>
事務局	<p>それぞれの契約期間は、3年と5年ですね。ただ、契約書の中には自動更新として、1年前に申入れて解除することができるとなっているんですけども、基本は自動更新をいていくという形になります。</p>
10番	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>10番さん、よろしいですか。</p>
10番	<p>はい。</p>
議長	<p>ありがとうございます。どうぞ、ほかの委員、何かありましたらお願いします。</p>
	<p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声が上がっておりますけれども、進行してもよろしいですか。</p>
	<p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号9番から13番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号9番から13番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第4号、受付番号9番から13番については承認相当といたします。</p>

事務局	<p>議案第5号 受付番号93番から105番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号、13件ございますので、続けて説明していきたいと思います。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>ご審査のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第5号についても、現地調査されておりますので、1番仲宗根正人委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
1番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第5号、受付番号93番、見取図の10ページになります。申請地は、沖縄税務署の南東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する「美里第2土地区画整理地内」にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号94番、見取図の11ページ、こちらは5ページの受付番号9番と同じ場所になりまして、現況は駐車場。農地区分は、第3種農地としました。</p> <p>次に、受付番号95番、見取図の12ページになります。申請地は、県営北美团地の北東に位置し、現況は更地で、事前に着工されておりましたので、始末書が添付されております。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号96番、97番は、同一事業になりますので、一括して報告します。見取図は13ページになります。申請地は、県立美里工業高校の北西に位置し、現況は受付番号96番の地番●●●-●は畑として使われておりましたが、受付番号97番の地番●●●-●、●●●-●、●●●-●は休耕地となっておりました。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号98番、見取図の14ページになります。申請地は、コザ自動車学校の北に位置し、現況は駐車場として使用されておりました。始末書が添付されております。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた「準工業地域内」にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号99番、見取図の15ページになります。申請地は、沖縄税務署の南東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する「美里第2土地区画整理地内」にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号100番は、議案第4号、受付番号10番、6ページで報告したとおり、更地で第3種農地としました。</p> <p>受付番号101番も7ページの受付番号11番のときに報告しました。現況は更地で、第3種農地と判断しました。</p> <p>受付番号102番も、8ページの受付番号12番で報告したとおり、現況は</p>

	<p>更地で、第3種農地としました。</p> <p>受付番号103番も、9ページのほうで報告しました。現況は更地で、第3種農地としました。</p> <p>受付番号104番、105番は、同一事業でありますので、一括して報告いたします。見取図は20ページになります。申請地は、越来公民館の北に位置し、現況は既に駐車場となっており、始末書が添付されております。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた「第一種中高層住居専用地域内」にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号93番から105番について、委員の意見を求めます。</p>
議長	<p>「進行」の声あり</p> <p>委員より、進行の声が上がっております。進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>進行いたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号93番から105番まで許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号93番から105番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成。議案第5号、受付番号93番から105番については許可相当といたします。</p> <p>議案第6号 受付番号17番から21番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の12ページをお願いいたします。すみません、こちら受付番号17番、18番、ちょっと中間管理機構が間に入っている事業ですので、その分を割愛してよろしいでしょうか。</p>

事務局	<p>「はい」の声あり</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。</p> <p>ご審査のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第6号についても、現地調査されておりますので、1番仲宗根正人委員、現況報告をお願いします。</p>
1番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第6号 受付番号17、18番、見取図は21ページになります。申請地は、「北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の南」に位置し、現況は畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定すると判断しました。</p> <p>受付番号19番、20番、見取図は22ページになります。申請地は、「県立美里工業高等学校の西」に位置し、現況はパイプハウスでした。ビニールは張られておりません。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定すると判断しました。</p> <p>受付番号21番、見取図は23ページになります。申請地は、「沖縄葬祭場の北」に位置し、現況は豚舎でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定すると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第6号 受付番号17番から21番について、委員の意見を求めます。12番、どうぞ。</p>
12番	<p>17、18、19、20というのは、●●●●さんという方なんですけど、これって、住所が名護になっているんですけども、向こうから通うということは考えられるんですか。それと新規就農ということで結構ハウスを見てもお金がかかりそうなんだけれども、これはどういうふうに営農しますか。</p>
事務局	<p>説明します。まず人物なんですけれども、現在は名護市に住んでいて、農業大学校を今年3月に卒業します。元々出身は沖縄市泡瀬の方で、年齢が27歳の青年で、●●●勤めだったみたいなんですけれども、それも辞めて農業をしたいということで、農業大学校に2か年通って、その前から農地を確保したいということで、1年前から動いておまして、宮城徳重委員へ紹介をして、宮城委員が動いてくれて、農地を北美土地改良区内に確保して、路地で。そこでは冬瓜。大里の方は●●●●●さんが使っているハウスを、今使わなくなった2棟のハウスをそのまま借り受けて、そこでビニールを張り直して、中を整備してキュウリを作りたいということで営農計画もしっかりしておまして、来年度4月以降に次世代給付金のほうで新規認定農業者への登録も行う予定であ</p>

	ります。以上です。
12番	ありがとうございます。
議長	12番さん、いいですか。
12番	はい。
議長	ありがとうございます。ほかにありましたらどうぞ。
	「進行」の声あり
議長	進行の声が上がっております。進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	進行いたします。 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号17番から21番を承認とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号17番から21番を承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	（賛成者挙手）
議長	全員が賛成。議案第6号 受付番号17番から21番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に対する基本的な構想第4号第1項第1号に該当し承認といたします。
	引き続きまして、議案第7号 受付番号6番から7番、非農地証明交付申請の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。 議案書の14ページをお願いいたします。議案第7号 非農地証明交付申請の承認について。 ご審査のほどよろしくをお願いいたします。
議長	それでは議案第7号についても、現地調査をされておりますので、1番仲宗根正人委員、現況報告をお願いします。

1 番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第7号、受付番号6番、見取図は24ページになります。申請地は、「知花城址の西」に位置しております。議案書の備考にありました令和4年8月10日に私と3番仲宗根哲也委員と事務局の皆さんで一度確認して、当時は、もう既に開墾されて畑ができる状態で農地があったものですから、その当時はこの不該当。農業ができる場所になるだろうということで、非農地としては非農地証明願いを取下げさせてもらいました。それから半年経って、今年の令和5年1月24日、それ以前に1月だと思いうんですけれども、また事務局に相談に来て、半年間でこの申請地の東側に10mぐらい下がっている土地がありまして、そこにどンドン土が流れていくということが発生したり、この備考にありますこの埋没箇所が増えているというのが、ほかの委員、このときは4番の仲宗根光夫委員と宮城徳重委員と会長も一緒に行って、確認したということになっております。今回の現地調査でも3名とも非農地であると判断しました。</p> <p>次に、受付番号7番、見取図は25ページになります。申請地は「コザ自動車学校の北」に位置し、先ほど5条の受付番号98番、見取図の14ページであった場所の残りの隣の土地になります。先ほどの場所は、この5条で申請があった場所は駐車場として使われていたんですが、今回のこの非農地の場所は駐車場としていた場所から約10m以上崖になっているといたしますか、岩石とかが積まれて、山になっているような状態でトンプロックとかを積んでも土砂崩れが起きないように擁壁されているような場所として残っている場所になっています。非農地の事由にもあるとおり、傾斜地で農作業としては困難な場所であり、現地調査のメンバーとしても非農地と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは、議案第7号 受付番号6番から7番について、委員の意見を求めます。12番。</p>
12番	<p>6番なんですけれども、土が流されたということで、この岩、岩盤は大きいものなのか。それともユンボで取れるような普通の大きさのような岩みたいな、石みたいな感じのものが出てきているんですか。</p>
1番	<p>地主さんの話だとこの場所の下にはそういう岩盤がもう蓄積されて、その上に土が覆いかぶさって、畑ができる状態にはなっているらしいんですけれども、一応トラクターはギリギリ入ると、8月は判断していました。そうですね、そういうときからどンドン多分、開墾したせいなのかちょっと判断できかねるんですけれども、そのせいでどンドン下のほうに土が流れてきているような状態に近いと思います。元々山を削ってつくってある場所になっているのか、これがまた申請地の東側のほうの土地を下げたから、そういうことが起こっているのか、ちょっと判断しかねるでもあるんですけれども、その場所だけ来てみるとちょっと農業してくださいと言いつぶらくなってきてはいます。</p>

12番	お金をかけてまでは使わないよということなんですかね。
1番	そうですね。
12番	分かりました。
議長	12番、よろしいですか。
12番	はい。
議長	ありがとうございます。ほかにございましたら、どうぞ。ほかになければ進行したいと思えますけれども、進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	進行いたします。 議案第7号 非農地証明交付申請に対する承認についての受付番号6番から7番について、承認とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声
議長	議案第7号 非農地証明交付申請。受付番号6番から7番について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成。非農地証明として承認いたします。 しばらく休憩します。
	(一 休 憩 一)
議長	再開いたします。 引き続きまして、議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)、事務局より説明をお願いします。
事務局	では議案書の15ページをお開きください。議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)。1 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)。農業委員会の現在の体制ということで、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの農業委員の予定者を入れてあります。推進委員の予定者も入れてあります。農家・農地等の概要につきましては、去年もお叱りを受けたん

ですけれども、これはセンサスからくるものでありますので、センサスどおり
に取ったということになっていきます。認定農業者の経営体数につきましては、
最新の農林水産課さんからいただいた認定農業者基本構想水準到達者、認定新
規就農者、あとは農業参入法人ということになっております。また、耕地面積
としては、実際我々が調査した農地は430haぐらいあるんですけれども、8
3haというのは、耕地及び作付面積の統計、年一回の調査で統計が83ha。去
年は88haだったんですけれども、5haほど農地がなくなっているのは、
経営農地がなくなっているということでありまして、あくまでも、これは耕地面
積は経営耕地面積ということの考え方です。地目が農地だからと云うての農地
ではございません。

続きまして16ページをお願いします。最適化活動の目標、最適化活動の成
果目標として、(1)農地の集積、①現状及び課題。現状としては管内農地面
積83ha。これまでの集積面積が34.13ha。集積率が41.1%。課題と
しては高齢化の進行や後継者の不足で、利用集積が進んでいない。②目標、農
地の集積、目標年度は令和5年度、集積率、41.1%です。新年度の新規集
積面積1.2ha、農地面積83ha、今年度末の集積面積が35.33ha。年度
末の集積率が42.6%。この1.2haは最適化推進の目標の数値を取ってご
ざいます。沖縄市農業委員会、農地等の利用の最適化に関する指針。指針のほ
うで担い手の農地集積目標が年間1.2haとなっておりますので、そのままそ
の数字を取っております。それを足して、34.1haです。これまでの集積と
足して、5年度末の35.33haとなっております。

続きまして、(2)遊休農地の解消。①現状及び課題。ちょっと訂正をお願
いします。1号遊休農地面積が33haです。33haに訂正をお願いします。う
ち緑区分の遊休農地面積が32haになります。黄はそのまま1haです。課題と
して、やはり高齢化や後継者不足で農家戸数や農家人口が減少している。ま
た、遊休農地の多くが基盤整備がなされていないので、農地の流動化が厳しい
状況下にある。②目標、ア 既存遊休農地の解消。a 緑区分の遊休農地の解
消。これは令和4年度に当たります。すみません、3年度ではありません。4
年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積といたしまして、32haで
す。この緑区分の遊休農地の解消面積は6ha。これも沖縄市農業委員会農地等
の利用の最適化に関する指針のほうで、年間の遊休農地の面積の解消が6haを
目標としておりますので、そのまま6haといたしました。b 黄区分の遊休農
地の解消。令和4年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地が1haです。
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針。市内の都市計画法の用途
区域における遊休農地は、地権者の意向調査を十分に行い、令和5年度遊休地
の解消を図りたい。ほとんどこの黄区分がほとんど。都市計画の区域に集中し
ておりまして、そういうふうな書き方となっております。イ 新規発生遊休農
地の解消。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積を目標面積を3
haといたしました。

続きまして、17ページに移ります。(3)新規参入の促進。①現状及び課
題。現状としまして、令和2年度が新規参入者が4経営体で1.2ha。3年度
新規参入者が7経営体で1.2ha。令和4年度新規参入者6経営体で2.1ha

となっております。この新規参入者は3条の新規就農、あとは利用権の新規就農がその経営体数となっております。さらにその面積ともなっております。課題として、農家の高齢化や高齢者不足で農家人口が減少している。農地の流動化を図り、新規就農者及び後継者の育成を図り、安定的農業の形態を作るといことが課題となっております。②目標、権利移動面積、令和2年度は5ha。令和3年度が7ha。令和4年度が7ha。平均として6haとなっており、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積として、ポツ2のほうに目標面積は、過去3年度の権利移動の平均の1割を記入ということで、6haが移動面積になりますので、0.6haとしております。

続きまして、最適化活動の活動目標。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、1人当たりの活動日数が月5日。これは最低です。最低は5日は入れてくれという国の方針がありますので、5日としております。最適化活動を行う農業委員の人数が14人。農地利用最適化推進委員の人数が5人。(2)活動強化月間の設定目標。活動強化月間の設定回数3回。この3回も指針のほうで国からの通達で3回以上やってくれということで、7月、8月、9月に農地の集積、新規参入の促進、遊休農地の解消ということで、その強化月間の内容としています。9月は農地利用を行う。8月には新規就農説明会があるので、そこへ参加して新規就農者とマッチングを図ると。7月に関してはその情報、集積の農家と意見交換を本来は7月に行わなければならなかったはずなんです。コロナの関係で、去年はできなかったんですけども、今年はその農家の情報交換会をやりたいと考えております。(3)新規参入相談会への参加目標。これも上の8月、これ年に2回あるんですけども、新規就農説明会を県のほうで開催して、そこに沖縄市の農業委員会が誰かが参加して、ブースを設けて新規就農者への就農相談を行う手はずとなっております。これは8月に一人が農業大学校に行ってやっていきたいというふうに考えております。去年は8月は中止になりました。コロナの関係です。12月はやっていると思います。

続きまして、18ページ、これは別紙様式1になるんですけども、推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標ということで、我々沖縄市は推進委員及び農業委員は地区ごとにはやっておりません。市内一円で全員で見ようということでいかなる相談もみんな受けていこうというふうに考えておりますので、担当地区は決めず市内全域としております。これが農地面積が83ha。新規集積面積は1.2ha。集積面積で30.74ha。集積率が34.9。訂正お願いします。Bの集積面積35.33%です。集積率が42.6%です。遊休農地解消目標が6haと新規発生が3ha。新規参入貸付等同意面積0.6ha。訂正お願いします。活動日数が月5日というふうになっております。以上が令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)となっております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは議案第8号について、委員の意見を求めます。1番、仲宗根正人委員、どうぞ。

議長

1 番	<p>16ページの(2)遊休農地の解消の訂正がありまして、緑区分が32haがありますね。②の目標のところ、令和4年度は32haで、対象目標面積6haにしていると思うんですけども、その下の※で5分の1の面積を記入してくださいとあるので、6haだとちょっと少ないのかな。7haにしないといけないのかなと思うんですが、どうしますか。</p>
事務局	<p>今、説明したんですけども、最適化の指針が29年度に作られた。それが6haなものだから、6haにはしているんですけども、いかんせん、これは去年より増えているんですよ。遊休面積が。確かに解消しているところもあるんですけども、やはり遊休農地のほうの加速が早くてですね、追いつかない状況ではあるんですね。去年まで畑していたんですけども、緑になっちゃっているとかが多くてですね、これはいわゆる土地改良は整備地区に関してはそういうのはあまり見受けられることはないんですけども、やはり未整備地区のところはかなり進んできました、どうにかして来年はこの未整備地区の歯止めをかけたいということで考えておりまして、それにはどうしたらいいのかですね、少しまた農業委員の勉強会のほうで、私としてはやはり水がない、農道がない、入り口がないということであれば、そういったことを当局に働きかけて、そういった助成できるものの確立を願いたいというふうに考えております。これは余談でした。すみません。これは7にしますか。</p>
事務局	<p>5分の1だと確かに7です。迷ったんですけども、一応去年は6でよかったんですよ。30haでしたので、今年はちょっとはみ出るんですね。</p>
1 番	<p>数字だけでもなら。</p>
事務局	<p>そうですね、7にしましょうか。では訂正します。緑区分の遊休農地の解消目標面積を7haとします。</p>
議長	<p>8号については1番委員の仲宗根正人委員よりご意見もございました。ほかの委員につきましても、どうぞご意見がございましたらお願いします。</p>
1 番	<p>これは30日間するの？</p>
事務局	<p>この手続をちょっとご説明しますけど、今日、この案で諮って、もし皆様の賛成が得られると明日から30日間ホームページのほうで農業者に対して広く意見を求めます。意見を求めて、その意見がある場合にはまた3月の総会に諮ります。意見があってもなくても総会に諮って、また案を出して推薦を出して諮って、厳密に言うと4月1日からこの目標の設定案が消えた段階で皆様に報告すると、広く報告することになっています。ですから3月にもう一度、インターネットの案について農業者からいろいろな意見がなかったかどうかというのを報告しないとイケないです。報告して、そのままであれば4月1日から案をなくした形の公表というふうになります。</p>


議長	<p>では議案第8号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について、沖縄市農業委員会のホームページの掲載に賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員が賛成。全員が賛成でありますので、沖縄市農業委員会のホームページに掲載いたします。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>議長、休憩をお願いします。</p>
議長	<p>しばらく休憩します。</p> <p>（一 休 憩 一）</p>
議長	<p>再開します。</p>
議長	<p>議案第1号から第8号までのご審議、お疲れさまでございました。これもちまして、令和4年度第387回総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年2月24日

会 長 池田 威基 

議 長 池田 威基 

5 番 泉 袋 貴 

10 番 辰 宜 文 